平成２２年（フ）第３４４１号
横浜市都筑区北山田１丁目１番36―302号
債務者　門馬　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４７２号
横浜市神奈川区子安通３丁目346番地３　クレストフォルム横浜グランステージ910号
債務者　大野　隆幸
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５６７号
横浜市中区本牧原31番27号　ハマポート101
債務者　入江　　亮
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５６９号
横浜市鶴見区豊岡町28番20号　コーポシューレイ205号
債務者　石井　　明
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７９号
川崎市川崎区渡田向町23番７―104号　セレクト32
債務者　関城亜弥子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４４号
岡山県備前市伊部2043番地46
債務者　松本美代子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９０号
岡山市中区門田本町２丁目１番32号　103
債務者　西岡　千種
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０７号
岡山市中区藤原２番地11
債務者　粟井　智代
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１６号
岡山市北区花尻ききょう町13番地107　シャンポールききょうB202
債務者　江口　信広
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１７号
岡山市北区花尻ききょう町13番地107　シャンポールききょうB202
債務者　江口　良枝
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１８号
岡山県真庭市下呰部2306番地
債務者　谷川　　昇
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８９７号
神奈川県茅ヶ崎市松尾６番65号
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１００号
横浜市港北区大曽根台36―８　リバーサイドM102号室　磨田理恵方、住民票上の住所新潟県小千谷市片貝町5022番地
債務者　吉田　　豊
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３５０号
神奈川県大和市西鶴間７丁目１番18号　クロバーテラス102
債務者　中川　　靖
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３８３号
横浜市港北区師岡町1120番地　サニーハウス１―Ｂ
債務者　安田　譲司
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部